

八尾市芸術文化推進基本計画 (素案)

令和3 (2021) 年 11 月

八尾市

表紙（裏）

市長挨拶（右ページ）

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方.....	1
八尾市がめざす将来像（ビジョンマップ）.....	2
1. 計画策定の経緯及び目的.....	4
2. 基本条例と計画の関係.....	6
3. 計画期間.....	7
4. 計画で取り組む芸術文化の範囲.....	7
第2章 推進内容及び方法.....	9
1. 施策と主な取り組み.....	10
（1）芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備.....	12
（2）芸術文化につながる機会の提供.....	16
（3）芸術文化を深く味わう機会の提供.....	18
（4）自由な芸術文化活動のための環境整備.....	22
（5）芸術文化による子どもの育み.....	22
（6）芸術文化による地域の活性化.....	24
（7）芸術文化によるまちの魅力発信.....	26
2. リーディングプロジェクト.....	28
3. 計画の推進に向けて.....	29
（1）推進会議の設置・運営.....	29
（2）審議会の設置・運営.....	30
第3章 八尾市の芸術文化を取り巻く状況など【資料編】.....	31
1. 八尾市芸術文化基本条例.....	32
2. 八尾市の芸術文化振興を取り巻く社会動向.....	35
3. 「第2次八尾市芸術文化振興プラン」の評価.....	37
4. 団体ヒアリング調査・ワークショップ開催結果.....	40
5. 八尾市芸術文化振興審議会委員名簿.....	42
6. 「八尾市芸術文化推進基本計画」の策定経過.....	43

第1章

計画策定の基本的な考え方

八尾市がめざす将来像
(ビジョンマップ)

1. 計画策定の経緯及び目的

本市では、平成 23（2011）年 3 月に「第 2 次八尾市芸術文化振興プラン」（計画期間：平成 22（2010）年度～令和 3（2021）年度）を策定し、「生活文化を基盤にし、芸術文化¹が発展し、芸術文化が生活を豊かにする」という考え方のもと、文化会館「プリズムホール」を拠点として芸術文化振興に取り組んできました。

一方、この 10 年間で芸術文化を取り巻く社会動向は大きく変化しています。国は平成 29（2017）年に「文化芸術基本法」を改正、平成 30（2018）年に「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」を策定しました。この計画では文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮すること等が求められています。

また、本市では令和 3（2021）年に「八尾市第 6 次総合計画『八尾新時代しあわせ成長プラン』」（計画期間：令和 3（2021）年度～令和 10（2028）年度）を策定し、「施策 8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」のめざす姿として、次の 4 点を掲げています。

第 6 次総合計画 「施策 8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」のめざす姿

- 市民の芸術文化活動が盛んに行われています。
- 身近に芸術文化に触れることができる機会があります。
- 街中に芸術文化があふれていて八尾の魅力を感ずることが出来ます。
- 芸術文化の力で子どもたちの笑顔が輝いています。

令和 4（2022）年 3 月には、「八尾市芸術文化基本条例」（以下、「基本条例」という。）が制定され、「活力に溢れ、生き生きと働き、暮らし、活動する人をつくること、つながりと優しさのある社会をつくること、及び個性豊かで活力のあるまちをつくる」ことを目的として、この達成に向けて、「基本理念」及び「市の取組」を定め、芸術文化による創造及び交流の基盤を形成していくとしています。（次ページ参照）。

本市では、「第 2 次八尾市芸術文化振興プラン」の計画期間が令和 3（2021）年度で終了することから、同プランの評価、国の動向、第 6 次総合計画の策定、基本条例の制定といった本市の芸術文化を取り巻く状況（第 3 章参照）を踏まえ、「八尾市芸術文化推進基本計画」を策定します。

本計画は、基本条例に定める「市の取組」を総合的かつ計画的に推進していくため、第 6 次総合計画の「施策 8 芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくりのめざす姿」を計画目標と定めて、取り組みを進めていきます。

¹ 「芸術文化」は「芸術をはじめとする文化」として「芸術」が中心的なものとしてとらえるのに対し、「文化芸術」は「芸術」をいくつかの文化の分野の中の一つとして並列にとらえるものです。

本市では「第 2 次八尾市芸術文化振興プラン」において「芸術文化」の範囲として、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能を対象とする範囲と定義しており、芸術を中心に芸術文化を振興していくことが市の芸術文化振興の基本的な考えとしてきました。本計画においても、範囲の拡大は図りつつも基本的な考え方は継続するため、「芸術文化」という文言を使用することとしています。

図1 計画策定の経緯

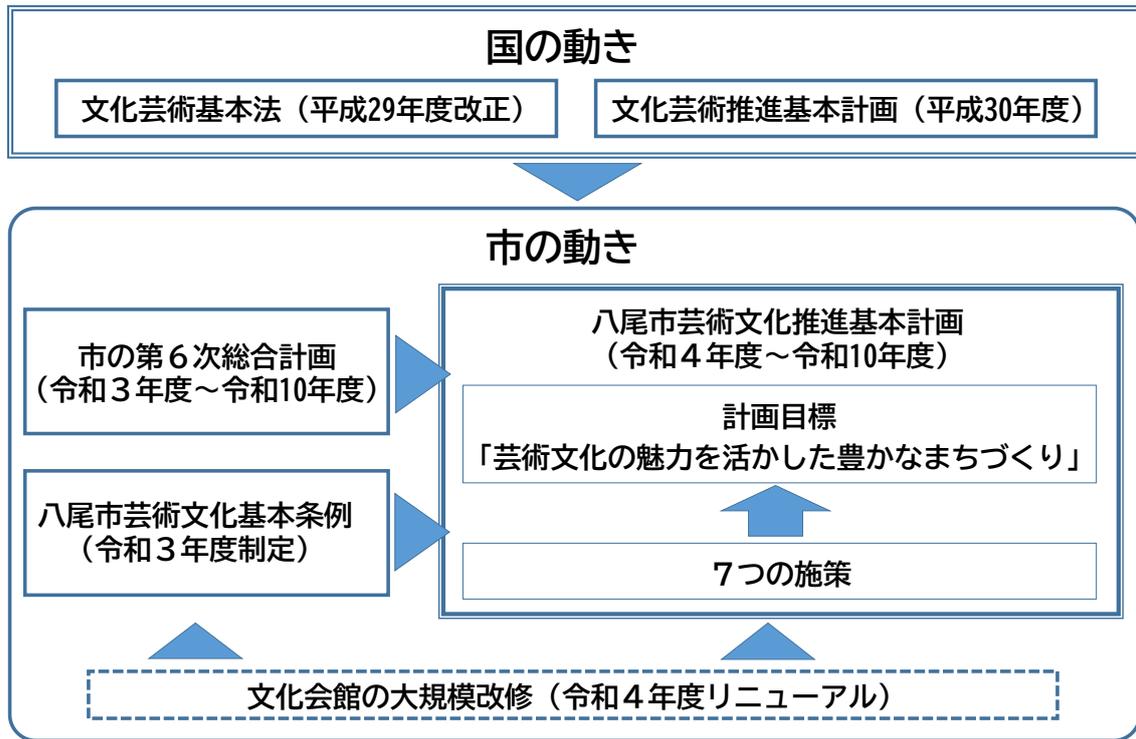
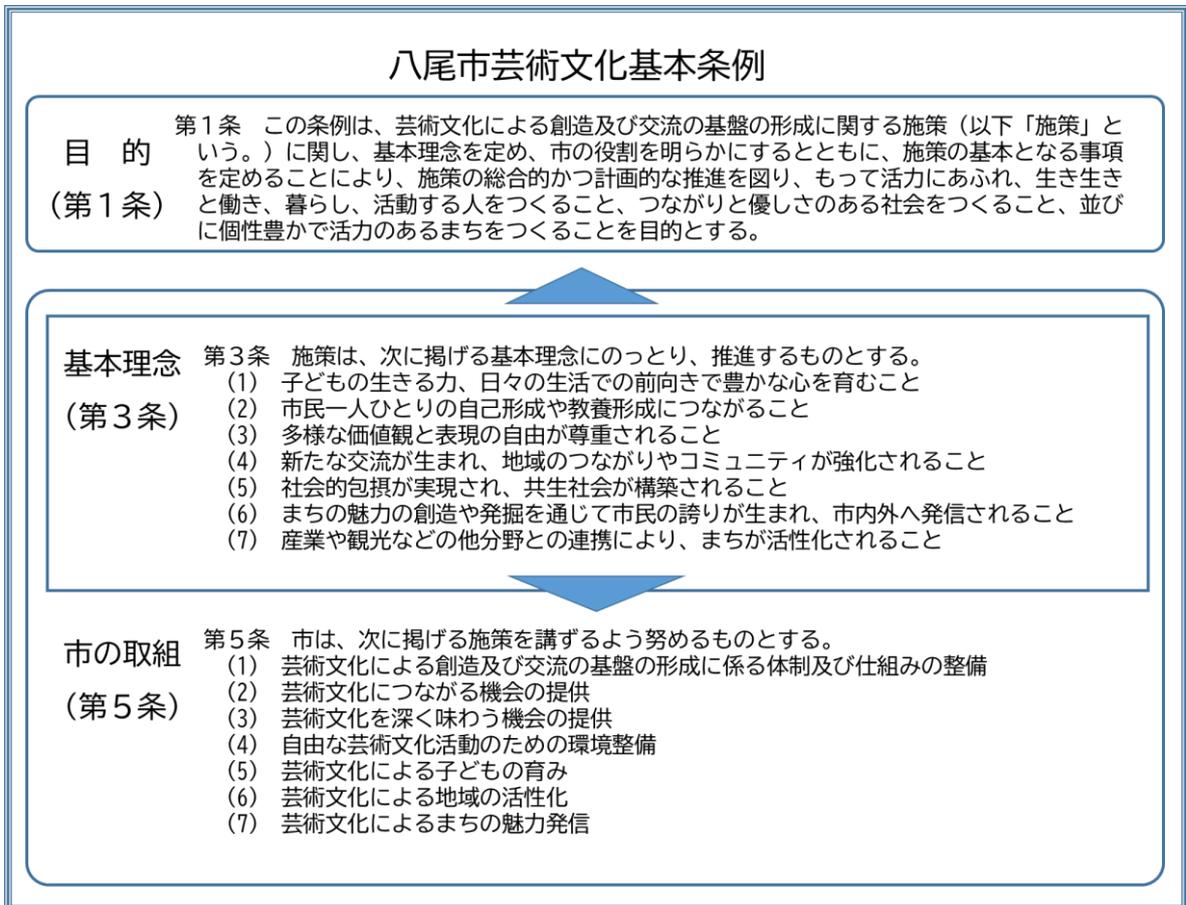


図2 八尾市芸術文化基本条例

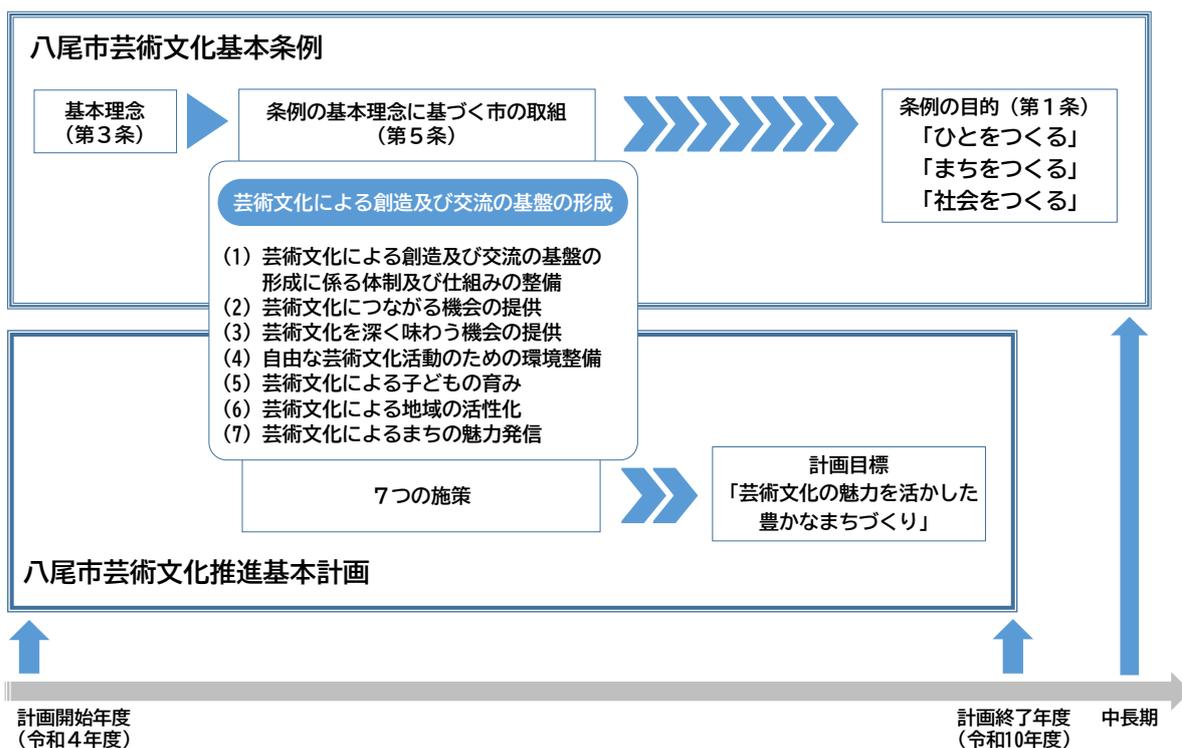


2. 基本条例と計画の関係

基本条例と本計画の関係は、下の図のとおりです。

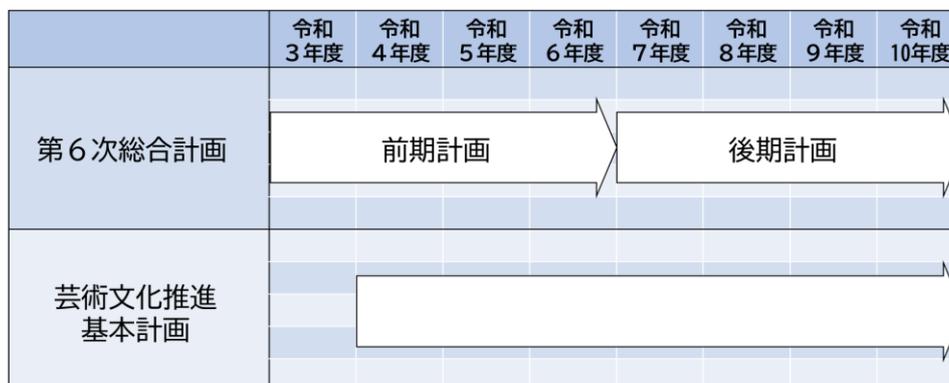
基本条例の目的達成のため、基本条例の第5条で基本理念に基づき「市の取組」として規定している7つの施策を、本計画における施策とします。

図3 基本条例と計画の関係



3. 計画期間

この計画の計画期間は、第6次総合計画（後期計画）の終了年度に合わせ、令和4（2022）年度から令和10（2028）年度までの7年間の計画とします。



4. 計画で取り組む芸術文化の範囲

芸術文化は非常に幅の広いものですが、本計画では基本条例の中で定義された、文化芸術基本法が対象とする芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽及び出版物等とし、芸術には芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踏、芸術的要素を備えるスポーツ、その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽及び出版物等	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽、出版物、レコード等

芸術文化の範囲を絵で表現

4コマ漫画

プランできたよ

芸術文化って私
には関係ない

そんなことない
よ～

枝豆・ビールで
私も貢献！

多様な芸術文化

第2章

推進内容及び方法

1. 施策と主な取り組み

本市における芸術文化の振興では、文化会館における多彩な事業展開とあわせて、市民による多様な芸術文化活動が市内の様々な場所で展開されています。このような芸術文化の鑑賞・創造活動を通じた“つながり”や“広がり”により、人が育ち、人と人との交流が活性化されていきます。そして、芸術文化が他の分野と連携することは、八尾のまちに元気をもたらし、八尾の魅力の発信にもつながります。

本計画では、計画目標である「芸術文化の魅力を活かした豊かなまちづくり」の実現に向けて、次の7つの施策に沿った取り組みの方向性を示すことで、基本条例で掲げる、芸術文化により人・場所・活動がつながっていく「創造及び交流の基盤」の形成を図っていきます。

(1)芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備	すべての取り組みを支える土台として、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成について、推進体制や情報基盤の整備、コーディネーターの活動支援などを進めます。
(2)芸術文化につながる機会の提供	文化会館をはじめ、市内の身近な場所で、市民の誰もが気軽に芸術文化に触れることができる機会の提供や気軽に相談できる相談窓口を設置します。
(3)芸術文化を深く味わう機会の提供	市民が芸術文化の鑑賞や活動により深く親しみ、味わうことができるよう、多様な芸術文化の鑑賞機会や、活動機会の提供、活動の支援の提供、また芸術文化へのアクセシビリティの向上を進めます。
(4)自由な芸術文化活動のための環境整備	芸術文化を創造するための環境整備や、芸術文化による交流の拡大、芸術文化による創造及び交流の基盤による新たな活動の創造を進めます。
(5)芸術文化による子どもの育み	学校や教育委員会と連携し、子どもが芸術文化に触れる機会を提供し、地域の中で子どもの芸術文化に触れる機会や未就学児も楽しめる機会の創出を進めます。
(6)芸術文化による地域の活性化	芸術文化が持つ、様々な価値を生み出す力を活かし、地域の活性化や課題解決に取り組むとともに、異文化交流も促進します。
(7)芸術文化によるまちの魅力発信	八尾の誇りとなる芸術文化の継承・発展・創造を進めるとともに、八尾市観光協会（以下「観光協会」）や、やおコミュニティ放送株式会社（以下「FMちゃお」）などと連携した魅力発信を行います。

ビジョンマップのイラスト等を検討

(1) 芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に係る体制及び仕組みの整備

本計画では、芸術文化による創造及び交流の基盤を「やおクリエイティブcommons」（以下、「commons」という。）と名付け、その形成に向けた取り組みを進めていきます。

ここでは「commons」の形成にあたって基礎となる体制や仕組みづくりについて示します。

①推進体制の整備

「commons」の形成をめざして、やおクリエイティブcommons推進会議（以下、推進会議という）を設置します。推進会議では、芸術文化活動を行っている団体や拠点、芸術文化関連事業者など、多様な主体により構成される「全体会」と、中心的な「commons」の形成主体により構成され、具体的な手法や運営方法等を検討する「幹事会」を設置・運営します。

また、「commons」を市内全域に広げ充実させていくために、「commons」の形成主体の獲得に取り組めます。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦「やおクリエイティブcommons」の推進に向けた会議体の設置・運営	多様な形成主体が参加する形で「commons」を形成していくために推進会議を設置し、会議内に全体会と幹事会を設置します。 (詳細は「3 推進に向けて」27ページを参照)
㊦「やおクリエイティブcommons」への形成主体の獲得	「commons」に参画する主体を増やし、創造と交流の場を市内全域に広げていきます。

主な取り組みイメージは、計画期間の7年間に市・文化会館（指定管理者）・「commons」の形成主体が取り組むことを想定している事業を掲げています。

②情報基盤の整備

芸術文化に関する情報の収集と発信を一元管理する「やおクリエイティブcommons」ポータルサイトを構築し、その運営を行います。

また、芸術文化拠点でのICTを活用した活動を促進し、発信力を高めるための取り組みを行います。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦「やおクリエイティブcommons」ポータルサイトの構築・運営	芸術文化に関する施設やイベントなどの情報を一元的に発信していく「commons」ポータルサイトを構築し、その運営を行います。また、サイト内には、活動団体や市民が活動を発表・共有できるような仕組みを設けることを考えます。
㊦芸術文化拠点のICT活用支援	様々な芸術文化拠点がICTを活用したイベントや動画配信等を実施できるよう、設備の活用支援や活用事例の共有等を進めます。

③コーディネーターの活動支援

「commons」を形成するためには、多様な形成主体間を結びつけ、それぞれの形成主体が独自に、あるいは協働して行う取り組みに伴走しながら支援するコーディネーターの存在がとても重要です。そのため、コーディネーター育成手法の検討などを行い、その確保に取り組めます。

また、「commons」における各プロジェクトが、コーディネーターの伴走支援を受けられる仕組みを整備します。

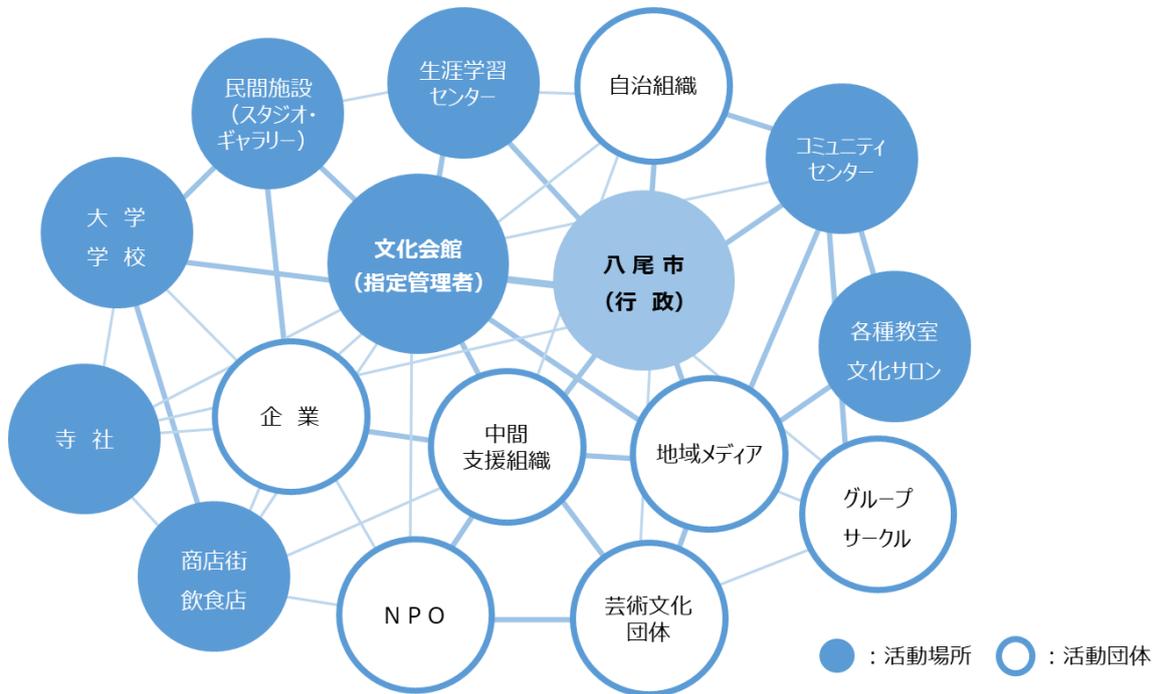
【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦コーディネーターの育成・確保	コーディネーターを育成するための研修会や、ネットワーク形成に向けた講演会などを実施し、コーディネーターの育成・確保に取り組めます。
㊦コーディネーターによるプロジェクトの伴走支援	複数の形成主体が参加するプロジェクトや初めて単独で開催するイベント等を、コーディネーターが伴走しながら支援できるような環境を整えます。

【凡例】

市：市が取り組むもの 文：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ㊦：「commons」が取り組むもの

やおクリエイティブcommonsとは？



八尾市には、文化会館（プリズムホール）をはじめ、鑑賞や創造活動の拠点となる場所は存在し、それぞれの場所でさまざまな芸術文化活動が行われていますが、それらの動きの多くは「点」であり、市全体としての動きにはつながっていないのが実情です。

そのため、芸術文化活動の有機的なネットワーク「やおクリエイティブcommons」を形成することで、「commons」の形成主体が互いに協力し合い八尾の芸術文化を活性化させる取り組みを進めます。

- 市民は文化会館（プリズムホール）や生涯学習センター、コミュニティセンター、また民間施設や商店街、寺社など、さまざまな場所で活動しています。こうした点の活動場所や活動団体は、有機的なネットワークにより結びつけられます。このような有機的なネットワークが形成されることにより、市民は市内のいたるところで芸術文化に触れる機会が増え、また、芸術文化に関する情報を入手することができるようになります。
- 芸術文化に取り組む活動場所や活動団体の有機的なネットワークを機能させるためには、それぞれの形成主体には組織内及び組織外をつなぐ「コーディネーター」が存在することが重要となります。
- また、文化会館が市の芸術文化振興の拠点として、すべての活動場所や活動団体とつながり、有機的なネットワークの形成を牽引する中心的な役割を担うとともに、八尾市は芸術文化政策の中心に活動場所や活動団体の有機的なネットワーク形成を位置づけ、継続的に機能していくように、制度を設計し、各主体の円滑な連携を図ることが大切です。

「やおクリエイティブコモンズ」を形成するために

推進体制の
整備

情報基盤の
整備

コーディネーターの
活動支援

交流の場を設置する

芸術文化に取り組む活動場所や活動団体が交流し、情報交換に取り組む。

連携の機会を提供する

類似の事業・イベント等について、相互に連携し、合同開催等を検討する。

情報共有の仕組みを構築する

芸術文化に関する活動場所や活動団体等の情報を収集・共有し、相互連携を図る。

「コモンズ」形成主体を拡充する

「コモンズ」形成主体である活動団体や活動場所を相互支援しながら増やしていく。

「やおクリエイティブコモンズ」の形成によってできること

【これまで芸術文化に関心がなかった市民にとって】

- 身近な場所で芸術文化に触れることができる
- 芸術文化に興味を抱くことで創作活動をはじめめるきっかけとなる

【創作活動を行っている市民や団体にとって】

- 自身の活動を披露する場の選択肢が増える
- 他の活動者との交流を深めることができる
- 自身の活動をレベルアップする場（教室・講座等）の情報を得ることができる
- 他団体との合同発表等により活動の規模を広げることができる

【子どもにとって】

- 身近な場所で芸術文化に触れることができる
- 自分では気づかなかった才能を発見できる
- 豊かな心を育むことができる

【市全体にとって】

- 事業者の製品に障がい者や子どもなどによるデザインを活かすことで、双方にとってプラスの効果をもたらすなど、芸術文化と他分野との連携による相互作用が期待できる
- 八尾の伝統的な芸術文化（河内木綿、河内音頭等）を活かしたイベント開催や製品化により八尾の魅力を発信していくことができる
- 高齢者や障がい者、子ども、一人親家庭、在住外国人などが芸術文化を通じて社会とつながり、多様性を認められる

【「コモンズ」の形成主体にとって】

- 新たな施設の利用者、イベント・講座の参加者等の獲得ができる
- それぞれの主体の活動の幅が広がり活性化される
- 「コモンズ」の他の形成主体との連携によりイベント等の規模を拡大できる

(2) 芸術文化につながる機会の提供

今まで芸術文化に触れる機会がなかった方や、興味はあっても始めるきっかけがなかった方などに、市内の様々な場所で、芸術文化に関する情報や生の芸術文化に触れる機会を提供します。

また、市民が気軽に芸術文化に関する相談ができるよう、文化会館内に相談窓口を設置し、鑑賞や活動のための情報提供や、イベントを開催したい団体に対するサポートなどを行います。さらに、「 commons 」内各所でも相談を受けられる環境を整えます。

①誰もが芸術文化に触れる機会の創出

文化会館をはじめ、公共施設や商業施設などの身近な場所で、市民の誰もが気軽に芸術文化に触れることができる機会を提供します。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
① 親しみやすい文化会館づくり	カフェや共有スペースの活用等により、誰もが気軽に入ってみたくなる雰囲気づくりに取り組むことで、より市民に親しみやすい文化会館としていきます。
② 商業施設や公共施設での芸術文化イベントの開催	商業施設や公共施設などで、コンサートや絵画展といった芸術文化イベントが開催されることで、何かのついでに生の芸術文化に触れることができる環境づくりを進めます。
③ 飲食店やオフィスでの芸術文化の公演・展示	飲食店やオフィスで、音楽やダンス等を披露したり、絵画やオブジェを飾ったりすることで、そこで働く人たちや訪れた人たちが、身近に芸術文化に触れる機会を提供します。

イメージ写真等

②気軽に相談できる相談窓口の設置

市民が気軽に芸術文化に関する相談ができるよう、文化会館内に相談窓口を設置します。また、「commons」内各所でも相談を受け付け、出前相談会も開催します。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
Ⓐ 文化会館に相談窓口の設置	文化会館に本市の芸術文化に関する相談の基幹となる窓口を設置し、初歩的なことから専門的な内容まで幅広く相談対応や情報提供を行うことで、様々な芸術文化に関する相談ニーズに応えます。
ⓐ 「やおクリエイティブcommons」内各所での相談対応	「commons」内の各所でも芸術文化に関する相談を受けます。また、専門的な対応が必要な場合は文化会館の相談窓口と連携する仕組みを構築することで、相談者が自分に身近な場所で相談対応が受けられるようにします。
ⓑ 出前相談会の開催	「commons」内の各所で、多様な形成主体が合同で出向き、芸術文化活動をしたい人たちの引き合わせや、活動場所の情報を提供するなど、芸術文化に関する相談支援をアウトリーチで展開します。

【凡例】

Ⓐ：市が取り組むもの Ⓐ：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ⓐ：「commons」が取り組むもの

(3) 芸術文化を深く味わう機会の提供

市民が芸術文化の鑑賞や活動により深く親しみ、味わうことができるよう、文化会館をはじめ、「コモンズ」内各所での充実した鑑賞機会の提供や、「コモンズ」ポータルサイトでの動画配信などを行います。

また、各種体験イベントや文化教室の開催、文化会館のバリアフリー化など、すべての市民が興味を持った活動に気軽に参加できる環境を整えます。

①鑑賞機会の提供

文化会館では、ホールだけでなくカフェや光のプラザでも芸術文化に触れるイベントを開催するなど、市民により充実した鑑賞機会を提供します。また、「コモンズ」内各所での芸術文化イベントの開催や、「コモンズ」ポータルサイトでの動画配信など、様々な鑑賞環境を整えます。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
⊗ 芸術文化の鑑賞機会の拡大	文化会館をはじめ「コモンズ」内の各所で、コンサートや演劇、絵画展など様々なジャンルのイベントを開催することで、市民が芸術文化を鑑賞する機会を増やします。
⊗ アートなにぎわいと交流を創出する事業	文化会館内のカフェやオープンスペース、光のプラザ、2階交流コーナー、回廊ギャラリー等の共用スペースで、展示やイベントを行うことで、より多様な芸術文化に触れる機会を提供します。
⊙ 「やおクリエイティブコモンズ」ポータルサイトでの動画による各種公演のライブ・アーカイブ配信	「コモンズ」内の各所で行われるイベントなどの動画を、「コモンズ」ポータルサイトでライブやアーカイブで配信する仕組みを構築します。

イメージ写真等

②活動機会の提供・活動の支援

市民が興味を持った活動に気軽に参加できるよう、様々なジャンルの芸術文化体験イベントの機会や相談窓口を充実します。また、「commons」内各所でも文化教室などを開催し、身近なところで参加できる機会をつくります。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
⊗ 各種体験イベントの実施	文化会館をはじめ「commons」内の各所で様々なジャンルの芸術文化体験ができるような機会の提供により、体験を通じて芸術文化活動に関心を持つ人を増やします。
⊙ 「やおクリエイティブcommons」内各所での文化教室などの開催	「commons」内の各所で文化教室などを開催し、市民が身近なところで芸術文化活動に参加できる機会を創出します。
⊙ 「やおクリエイティブcommons」ポータルサイトでの体験イベントや文化教室に関する情報の一元発信	「commons」ポータルサイトで、体験イベントや文化教室などの情報を発信することで、芸術文化活動に関わりたい人がより簡単に情報を得られるようにします。
Ⓜ 市などによる後援の実施	芸術文化活動団体の活動やプロジェクトについて、市などによる後援を行い、活動を支援します。

③芸術文化へのアクセシビリティの向上

文化会館のバリアフリー対応や多言語対応など、すべての市民が芸術文化に触れることができる環境を整えます。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
⊗ 文化会館のバリアフリー対応	文化会館の建物改修に加えて、スタッフのバリアフリー研修なども実施することでハード面とソフト面の両面から利用者に優しい施設をめざします。
Ⓜ 芸術文化イベントでの多言語対応・手話対応などの実施	誰もが芸術文化に触れることができるよう、芸術文化イベントでのやさしい日本語によるプログラム作成・多言語対応・手話対応・要約筆記など、個別サポートも含めて取り組みます。

【凡例】

Ⓜ：市が取り組むもの ⊗：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ⊙：「commons」が取り組むもの

(4) 自由な芸術文化活動のための環境整備

多様な芸術文化活動が活発に行われる環境を整備するため、文化会館や「コモンズ」内の活動場所情報や、アーティストや芸術文化活動団体等の情報を一元管理し、「コモンズ」ポータルサイト内で情報提供を行い、活動を行う人と求める人、活動を行う人と求める場所などをマッチングする仕組みを構築します。そして、市民同士やアーティストとの交流を促し、「コモンズ」内の一体感を醸成することで、「コモンズ」の力を結集した新たな活動の場の創造につなげます。

①芸術文化を創造するための環境整備

誰もが芸術文化活動に参加し、自由に創造活動ができるようにするため、文化会館は多様な利用目的に対応できるような施設運営を行います。また、「コモンズ」内の活動場所の情報を一元化し、「コモンズ」ポータルサイト内で情報提供を行います。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
①「やおクリエイティブコモンズ」内各所での創造活動の支援	文化会館やコミュニティセンター、民間施設、公園など市内のさまざまな場所で発表や創造活動ができる場所を掘り起こすことで、創造活動を支援します。
②「やおクリエイティブコモンズ」ポータルサイトでの、創造活動にかかる支援情報の発信	「コモンズ」ポータルサイト内で、活動場所や国の支援制度などの情報発信を行うことで、芸術活動団体やアーティストの創造活動を支援します。

②芸術文化による交流の拡大

芸術文化を通して市民同士やアーティストとの交流を促進するため、市内や近隣のアーティストを登録したデータベースを構築し、登録アーティストや芸術文化活動団体等、活動を行う人と求める人をマッチングするシステムをつくりまます。また、気軽に相談できる相談所を設け、イベント開催時に交流会なども合わせて企画し、市民やアーティストの交流の場をつくりまます。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
Ⓐ 出演依頼できるアーティストのデータベース化と発信	八尾や近隣で活躍するアーティストに出演依頼ができるデータベースを構築し、アーティストの活躍の場を広げると同時に、市民とアーティストの交流を進めます。
㊦ 芸術文化イベントと併せた交流の場の設置	芸術文化イベントと交流の場を組み合わせた場をつくることで、参加者同士の交流の輪が広がり、新たな共同イベントの実現や、相互の芸術文化活動への参加など、新しい展開を促します。
㊦ 芸術文化イベントを通じたアーティストとの交流	作者参加による絵画の展示販売会や、各種公演前後の出演者との交流会などを開催し、アーティストの想いを共有できる機会をつくりまます。

③「コモンズ」による新たな活動の創造

「コモンズ」で育成したコーディネーターとともに、「コモンズ」内で醸成される一体感を活かしたイベントの立ち上げを検討します。高校の合同文化祭や（仮称）やお芸術文化フェスティバルの開催、「コモンズ」内各所での合同企画イベントの開催などの実現をめざし、アーティストや企画・運営を担う人材も育成します。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦ 高校の合同文化祭の開催	高校のクラブによる、合同文化祭を企画、開催することで、互いの創作意欲を高め、参加者同士の交流を進めます。
㊦ 「コモンズ」内各所での合同企画イベントの開催	鑑賞パスポートや回数チケット方式を導入したイベントを実施することで、多くの市民が身近なところだけでなく新しい場所も訪れて芸術文化に触れる機会をつくりまます。

【凡例】

Ⓐ：市が取り組むもの Ⓐ：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ㊦：「コモンズ」が取り組むもの

(5) 芸術文化による子どもの育み

学校や教育委員会と連携し、子どもが芸術文化に触れる機会を提供します。また、学校だけでなく、地域でも子どもが芸術文化に触れる機会を創出します。

そして、乳幼児連れでも楽しめるコンサートや芸術文化イベントを身近な場所で開催し、就学前でも芸術文化に触れる機会を提供します。

①学校と連携した芸術文化教育の推進

学校や教育委員会と連携し、子どもに対して芸術文化に触れる機会を提供します。また、高校の合同文化祭の実現をめざします。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
⑤ アウトリーチによる子どもへの芸術文化体験の提供	芸術文化の鑑賞をはじめ、舞台俳優による表現ワークショップやダンスワークショップ、楽団員による楽器体験などの機会を子どもに提供し、豊かな感性を育みます。
④ 「commons」内各所での社会見学の受け入れ	文化会館をはじめ、「commons」内各所で小学校 ² の社会見学授業の受け入れができる体制を構築し、社会見学を通じて子どもに芸術文化そのものや、芸術文化に携わる人、施設などを学んでもらえるようにします。
⑤ 芸術文化に関わる仕事の職業体験	文化会館の舞台スタッフ体験など、「commons」内各所で芸術文化に関わる仕事の職業体験メニューを提供し、子どもの将来の選択肢を広げます。
⑤ 小学校高学年を対象とした文化会館での演劇公演の無料招待	文化会館が自主制作した良質な演劇公演に、小学校高学年の子どもを無料招待し、生の演劇の鑑賞機会を提供します。あわせて、文化施設で良質な芸術文化作品を直接鑑賞するために必要な作法（アート・リテラシー）を学ぶ機会を創出します。

イメージ写真等

² 小学校には、義務教育学校を含みます。

②地域の中で子どもの芸術文化に触れる機会の創出

学校だけでなく、地域でも子どもが芸術文化に触れる機会を創出していきます。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦ 子ども向け各種文化教室などの体験・活動の場の提供	「コモンズ」内の各所で子ども向けの文化教室を開催し体験や活動の場を提供するなど、子どもが芸術文化により触れられる環境を整備します。
㊦ 子ども向け芸術文化イベントの開催	「コモンズ」内の各所で子ども向け芸術文化イベントを開催し、子どもが無料で様々な体験ができるような場を提供することで、芸術文化をより身近に感じる機会をつくれます。
㊦ 勉強サポートイベントの開催	文化会館をはじめ、「コモンズ」内の各所で勉強サポートイベントを開催し、学力の向上に寄与するとともに、芸術文化情報に触れる機会を増やします。

③未就学児が芸術文化に触れる機会の創出

乳幼児を連れた親子も一緒に楽しめるコンサートの開催や、病院や図書館でも親子連れの方々が楽しめる芸術文化イベントを開催します。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦ 0歳児から楽しめる音楽コンサートの開催	文化会館でおむつ替え・授乳室等の環境を整え、0歳児から楽しめる音楽コンサートを開催し、感受性を育むとともに、その保護者にも芸術文化に触れてもらう機会を提供します。
㊦ 病院や図書館における親子連れを対象とした芸術文化イベントの開催	子育て支援団体等とも連携し、病院やコミュニティセンター、図書館などで親子連れを対象とした芸術文化イベントを開催し、芸術文化を活用する子育て支援を推進します。

【凡例】

市：市が取り組むもの 文：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ㊦：「コモンズ」が取り組むもの

(6) 芸術文化による地域の活性化

芸術文化は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの関連分野と連携させることで、その本質的価値と同時に、様々な価値を生み出す力を持っています。またその価値は、芸術文化の継承や発展、さらには新たな創造に活かすことも可能になります。この価値の循環を生み出すことで、地域の活性化を推進します。

①地域資源を活用した活性化の推進

本市には、河内木綿やその文様などの伝統的な資源や、障がい者や子どもの独創的なデザインなどの地域資源があります。事業者とそれらの地域資源を結びつけることで、新たな製品づくりに取り組みます。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦ 芸術文化と他分野とのマッチングによるつながりの強化	高齢者の施設での音楽演奏会の実施や、観光と芸術文化をマッチングさせたツアーの実施など、様々な関連分野との連携を進めることで、それぞれの分野に寄与し合うとともに関わる人たちが互いの理解を深め合うきっかけとします。
㊦ 事業者と芸術文化のコラボレーション	ものづくりのまちという特性を活かして、河内木綿やその文様などの伝統的な資源や、障がい者や子どもの独創的なデザインを活用した製品づくりを企画するなど、事業者と芸術文化をコラボレーションさせることで、双方の価値を高めます。
㊦ 地域活動などでの芸術文化の活用	地域の祭りや、防災訓練などの地域活動の場で、音楽演奏会などを行うなど、芸術文化の活用を通じて地域活動を活性化させます。
㊦ 商店街アートフェスティバルの開催	商店街でパフォーマンスや展示会を実施することで、商店街に活力を与え集客につなげます。

②地域・社会課題の解消

芸術文化が持つ、人と人を結び付け、あらゆる人々に社会参加の機会を開く社会的包摂の機能を、地域や社会の課題解決に活かします。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦ 課題解決型ワークショップの開催	文化会館に足を運ぶことが困難な人（障がい者、病気療養中の人、外国にルーツを持つ人、不登校の方等）たちに芸術文化に触れることで心が豊かになり、自身の課題を緩和する機会を提供します。

③異文化交流の推進

外国にルーツを持つ方々や国際交流都市との交流を、芸術文化イベントなどを通して促進し、人々の心のつながりや相互理解を促し、多様性を受け入れることのできる心の豊かさをもたらします。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
☐外国人向けに日本の文化を知ってもらう和楽器演奏会	外国人向けに和楽器演奏会などを開催することで、外国にルーツを持つ方々に日本の文化を知ってもらうための機会とします。
☐八尾在住外国人等による母国文化の発表・紹介	民族文化発表会「ウリカラゲモイム」、「野遊祭」、国際交流センターのイベントなどと連携し、外国にルーツを持つ方々との交流を進めます。
Ⓜ国際交流都市との文化作品交流	本市と本市の国際交流都市で双方の子どもの作品を市庁舎等で展示し合う文化作品交流を通じて、海外の国際交流都市の人たちと芸術文化による交流の輪を広げます。

イメージ写真等

【凡例】

Ⓜ：市が取り組むもの Ⓜ：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ☐：「コモンズ」が取り組むもの

(7) 芸術文化によるまちの魅力発信

本市の伝統文化を次世代に継承し発展させる取り組みを進めながら、「コモンズ」の中から新しい芸術文化を生み出し、それらを本市の魅力的な情報として一元管理し、「コモンズ」ポータルサイトで発信します。

また、観光協会やFMちやおなどとも連携して、市内外へアピールします。

①八尾の誇りとなる芸術文化の継承・発展・創造

本市の伝統文化を次世代に継承し発展させるため、定期的な公演や新しいコラボレーションにも取り組み、子どもを対象にしたワークショップなどを開催します。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
①河内音頭の発信	文化会館を利用した河内音頭の公演や定期公演などの音頭と踊りの実演イベントの実施や、小中学生向けの河内音頭講座の開講、吹奏楽とのコラボレーションなど、八尾の代表的な伝統芸能である河内音頭を市内外に発信するとともに、次世代への継承にも努めます。
②高安地域ゆかりの能の振興	高安地域ゆかりの能の作品の公演を、文化会館や神社で開催します。 また、高安地域ゆかりの能への理解を深めるため、子どもを対象にしたワークショップや、レクチャー動画の配信も実施し、その継承と発展をめざします。

イメージ写真等

②八尾の芸術文化の魅力発信

本市の伝統文化や「ものづくりのまち」で培われた新たな魅力を、本市の魅力的な情報として一元管理し、「コモンズ」ポータルサイトで発信するとともに、観光協会やFMちゃおなどとも連携して、市内外へアピールします。

【主な取り組みイメージ】

取り組み名	概要
㊦「やおクリエイティブコモンズ」ポータルサイトを用いた情報発信	芸術文化に関する情報の収集と発信を一元管理するとともに、「コモンズ」ポータルサイトそのものの周知を市内外に行うことで、効率的かつ効果的な八尾の芸術文化の情報発信に努めます。
㊦文化会館での八尾の魅力を素材にした物品の販売	文化会館内で、八尾ならではの素材をモチーフにした物品・アート作品やアーティストの個性あふれる作品の展示・販売を行うことで、八尾の文化やアートの魅力を発信します。
㊦観光協会やFMちゃおとの連携による情報発信	観光協会やFMちゃおと連携し、芸術文化イベントなどの情報発信だけでなく、企画から協力して魅力を創造し発信することで、より多くの人に芸術文化に関心を持ってもらうよう取り組みます。
㊦新しい八尾の芸術文化の発信	これまでの伝統芸能だけでなく、八尾で新たな芸術文化が発展した際に積極的な発信を行うことで、新興芸術文化のアーティストが創作活動のために集まりやすいまちとしていきます。
㊦大阪・関西万博でのPR	八尾の伝統文化を新たな切り口で磨き上げ、八尾の魅力のひとつとして大阪・関西万博で世界に向けて発信します。

【凡例】

市：市が取り組むもの 文：文化会館（指定管理者）が取り組むもの ㊦：「コモンズ」が取り組むもの

2. リーディングプロジェクト

『八尾のみんなが輝くプロジェクト』

(1) 目的

「やおクリエイティブコモンズ」としての重点的な取り組みとして、「やおクリエイティブコモンズ」内を中心に、市内の各所で芸術文化活動を行う市民が日頃の成果を発表する場を設け、活動へのモチベーションを高めるとともに、多くの市民がその発表に触れて八尾の芸術文化のパワーを体感することで、八尾全体が芸術文化で輝くような場づくりに努めます。

(2) 概要

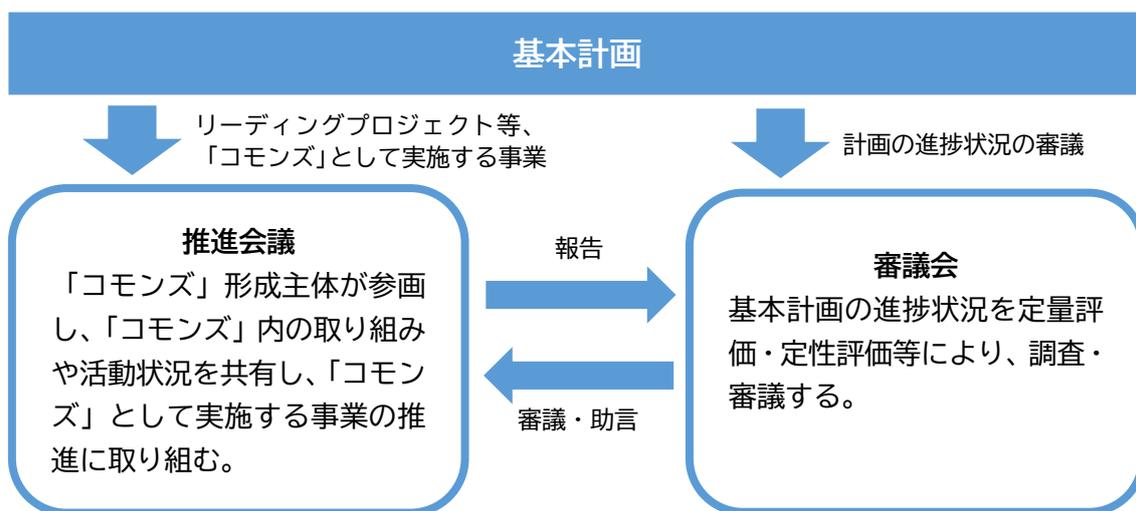
やおクリエイティブコモンズ推進会議が主体となって企画立案を進めるとともに、推進会議内に専門部会を立ち上げ事業の実施を進め、段階的に活動発表の場を拡げていき、「やおクリエイティブコモンズ」全体の発表会となる「(仮称) やお芸術文化フェスティバル」の開催につながるよう動いていきます。

(3) 主な取り組み

事業名	内容	第1段階	第2段階	第3段階
「やおクリエイティブコモンズ」ポータルサイトの構築・運営	サイト内に、市民の活動を発表・共有できるような仕組みを設けます。			
高校の合同文化祭の開催	高校のクラブによる、合同文化祭を開催します。			
(仮称) やお芸術文化フェスティバルの開催	文化会館をメイン会場に、多くの市民が参加する発表会を開催します。			

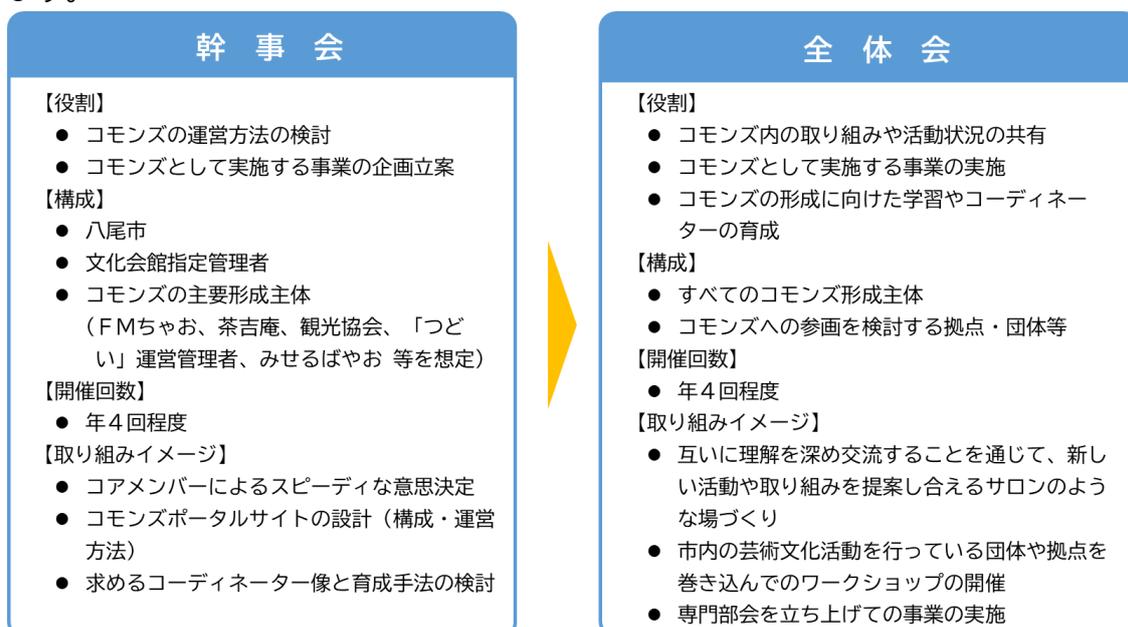
3. 計画の推進に向けて

本計画では、「コモンズ」の形成に向けて、「コモンズ」形成主体が協力し合い、取り組みを進める「やおクリエイティブコモンズ推進会議」を設置・運営するとともに、本計画の進捗状況を調査・審議する「審議会」を設置・運営することで、計画を推進します。



(1) 推進会議の設置・運営

基本条例の第6条「推進体制」で、芸術文化による創造及び交流の基盤の形成に向けて、これに関わる市民、事業者、教育機関等により構成する推進会議を設けることを規定しています。この規定に基づき「コモンズ」の形成主体が協力し合い、八尾の芸術文化を活性化させる取り組みが着実に進むように「やおクリエイティブコモンズ推進会議」を設置・運営します。



(2) 審議会の設置・運営

審議会は、基本条例の第8条「審議会」により、「市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更、その他計画の推進に関する重要事項を調査審議する」ことを目的として設置・運営します。

年2回開催し、下記に示す指標や推進会議での取り組み状況の評価により、計画の進捗管理を行うとともに、次年度以降に向けた提言や次期計画の検討などを行います。

①数値指標による定量評価

「八尾市第6次総合計画」に沿った施策評価で定められた施策指標について毎年度数値の状況を確認し、評価を実施します。

指標	基準値 R1(2019)	中間目標 R6(2024)
文化会館指定管理者が実施する事業の入場者数	15,617人	22,000人
日常生活において音楽、映画、演劇、美術などの芸術文化に親しんで心の豊かさを感じる時がある市民の割合	64.3%	72.0%
八尾らしさの魅力を活かした事業の数	12本	15本
中学生以下対象の芸術文化に関するイベント参加者数	12,034人	13,000人

②リーディングプロジェクトの評価

本計画に定めるリーディングプロジェクトの評価については、推進会議において、ロジックモデルによる評価やアンケートの調査結果等に基づきその成果を検証し、一次評価結果を審議会へ報告します。審議会では、この報告を受けて、改善すべき部分等の次年度に向けた提言を行います。

③推進会議の取り組み状況の確認

「コモンズ」の形成に向けた推進会議の取り組み状況を確認します。

④主な取り組み状況の確認

本計画に沿った取り組みの状況を確認します。

第3章

八尾市の芸術文化を取り巻く状況など

【資料編】

1. 八尾市芸術文化基本条例

【議会審議後に最終版を掲載】

3 ページに収める

【1 ページ目】

【2 ページ目】

【3 ページ目】

2. 八尾市の芸術文化振興を取り巻く社会動向

(1) 国の動向

①劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行【平成 24 (2012) 年】

全国には多数のホールや劇場がありますが、その目的を規定する根拠法が存在しないため機能が十分に発揮されず、実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中するという課題がありました。そこで、平成 24 年に劇場・音楽堂・文化ホールなどの機能を活性化し、音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・演芸の水準の向上と振興を図るため、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されました。

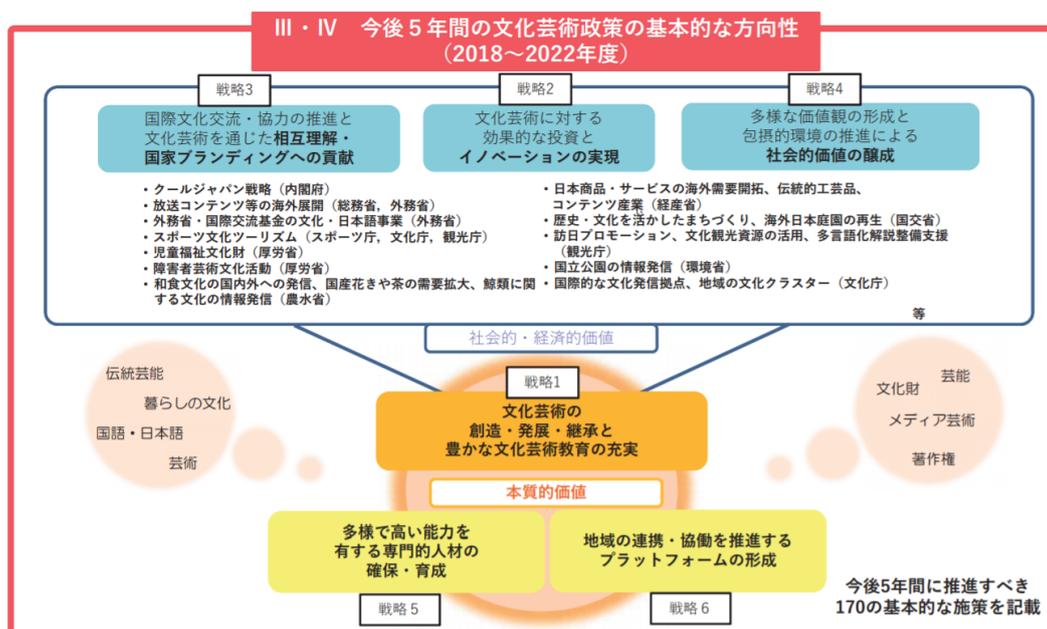
この中では、劇場、音楽堂等は地域の文化拠点であるだけでなく、心豊かな生活を実現するための場、地域の発展を支える「新しい広場」、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」といった役割が期待されています。

②文化芸術基本法の改正、文化芸術推進基本計画（第 1 期）の閣議決定

【平成 29-30 (2017-8) 年】

改正された文化芸術基本法では、国民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境整備を求めるとともに、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育が重視されています。

また、施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、社会的・経済的価値も含めた多様な価値を、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携させるよう配慮するとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性が明記されました。



(出典：文化庁「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」)

(2) 大阪府の動向

①第5次大阪府文化振興計画【令和3（2021）年】

大阪府では、府民、企業、NPO、行政等が力を合わせて、オール大阪で文化の振興に取り組むため、平成17年に「大阪府文化振興条例」が施行され、その理念を具体化するために、翌年3月に「おおさか文化プラン（第1次大阪府文化振興計画）」が策定されました。このプランでは、「大阪文化の再発見と情報発信」「新たな文化創造のための土壌づくり」の2つを施策の方向の柱とし、特にこれからの大阪文化を担う子どもたちや若い人たちが文化芸術に親しみ、参加する機会を充実することをめざしたものでした。

「第5次大阪府文化振興計画」では、めざす将来像を『「文化共創都市 大阪」～文化芸術が未来を切り拓く～』とし、実現に向けた基本理念として、①あらゆる人々が文化を享受できる都市、②大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市、③あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市の3つを定めています。

②大阪アーツカウンシルの取り組み

大阪アーツカウンシルは、大阪の文化行政を推進する新たな仕組みとして、平成25年に大阪府と大阪市が共同設置した大阪府市文化振興会議の常設部会で、「評価・審査」「調査」「企画」の三つの機能を通して、文化政策の専門性、透明性、公平性を確保することをミッションとしています。

毎年170件を超える補助金・助成金の審査を行っており、ヒアリングと現場視察を実施してPDCAサイクルに基づいた評価シートを作成するなど、大阪の文化芸術の現状を把握できしており、次の補助金・助成金の審査や仕組みの改善に関する提案等に役立てています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和元(2019)年の年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、その後世界中で猛威を振るい、日本においても令和2（2020）年4月に1回目の緊急事態宣言が発令され、様々な分野の活動に大きな影響を与えました。八尾市の芸術文化活動においても、公演や展覧会、文化イベントなどは中止や延期となり、文化施設の休館も相次ぎました。緊急事態宣言の解除後も、入場者数の制限等の対応を余儀なくされており、アーティストや芸術団体だけでなく、舞台制作のスタッフなど、芸術文化に係わるすべての人々に多大な被害を与えています。

このような危機に直面した芸術文化活動を支援するため、文化庁では文化芸術の振興を図る「文化芸術活動の継続支援事業」等を実施しており、大阪府では無観客ライブの配信事業の立ち上げなどの支援を行いました。また、八尾市文化振興事業団においても、「八尾市芸術文化活動等再開支援事業助成金」の交付を行うなど、芸術文化の灯を絶やさないための努力が続いています。

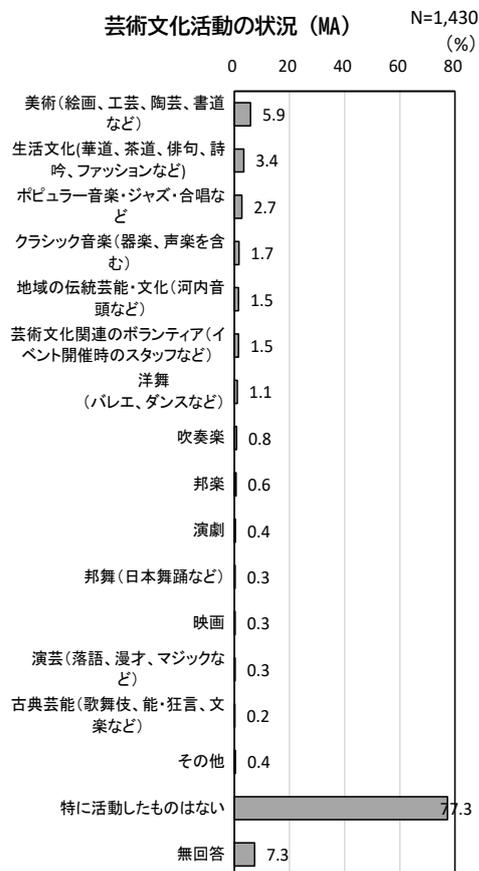
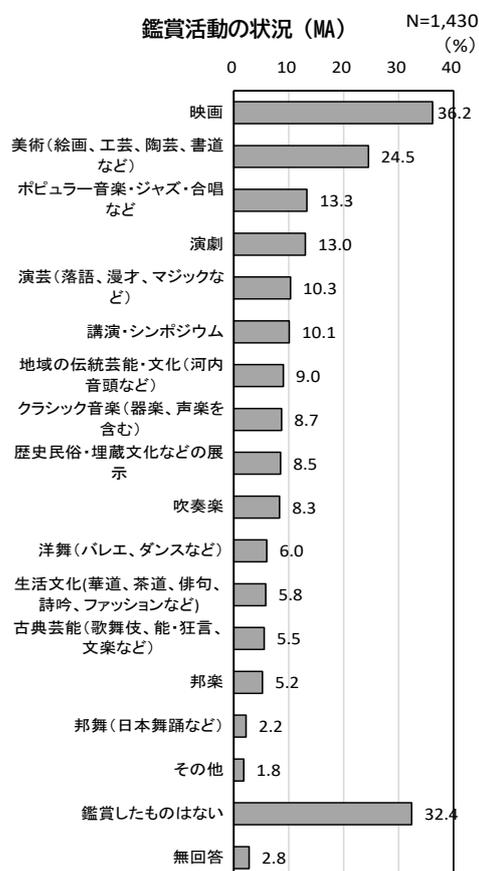
(4) 情報化の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、デジタル技術を活用した動画配信や作品の表現手法など、ウィズコロナに向けた新しい取り組みが広がってきています。今後は芸術文化の世界においても、リアル空間とサイバー空間の垣根がなくなり、今まで文化施設に行くことが難しかった方にも作品を届ける手段となる可能性があります。

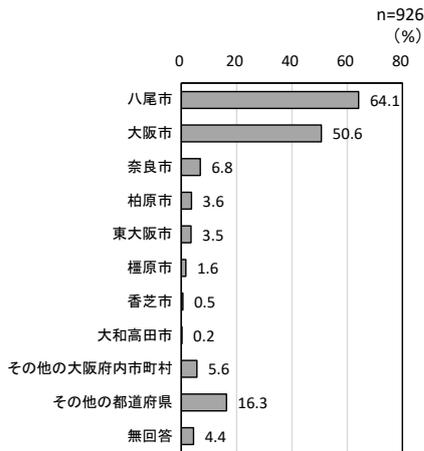
3. 「第2次八尾市芸術文化振興プラン」の評価

(1) 平成29年市民アンケート調査の結果概要

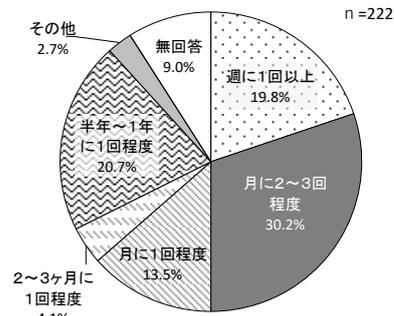
- 鑑賞をしている市民の割合は多くなっていますが、芸術文化活動（創造活動）を行っている市民の割合は少なくなっています。
- 鑑賞・芸術文化活動をする地域は八尾市と大阪市が多く、その他の地域は少なくなっています。
- 八尾市内での鑑賞・芸術文化活動をする場所の多くはプリズムホールとなっており、それ以外の施設の利用は少なくなっています。
- 芸術文化活動の参加頻度は、「月に2～3回程度」が最も多く、月に1回以上参加している人の合計が6割を超えています。
- 「鑑賞・芸術文化活動をしない」と回答した人の理由としては、芸術文化への関心が低いことを理由とする層が30%強存在しますが、一方で、ライフステージによって、仕事や学校、子育て等で多忙なことから鑑賞・芸術文化活動を行うことが難しい現役世代を中心とする層や、身体的な理由から行うことが難しい高齢者層も存在しています。また、鑑賞では、テレビやインターネットの活用により、自宅等での鑑賞が可能のため、活動としてのレベルでは鑑賞を行っていない層も存在し、若年層では特に割合が高くなっています。
- 八尾市の芸術文化環境に関する満足度について、「鑑賞場所」に関する満足度は高く、「鑑賞や活動の情報提供」に関する満足度は低くなっています。



鑑賞活動の地域

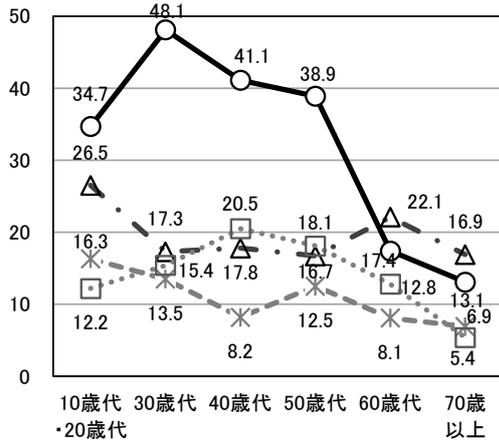


芸術文化活動の参加頻度



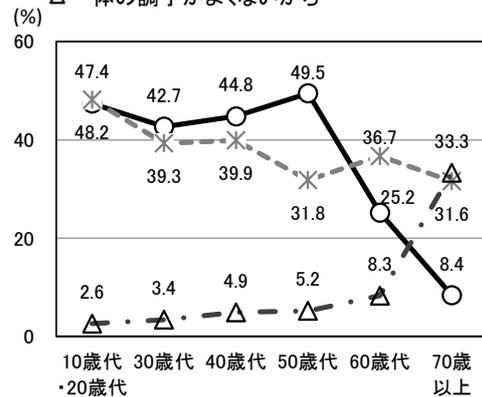
鑑賞活動しない理由 (MA)

- 仕事や学校、家事で行く時間がないから
- ✕— 公演や展覧会などの情報が入らないから
- △— 自宅のテレビ、ラジオ、インターネットを使って鑑賞できるから
- 魅力ある公演や展覧会などが少ないから

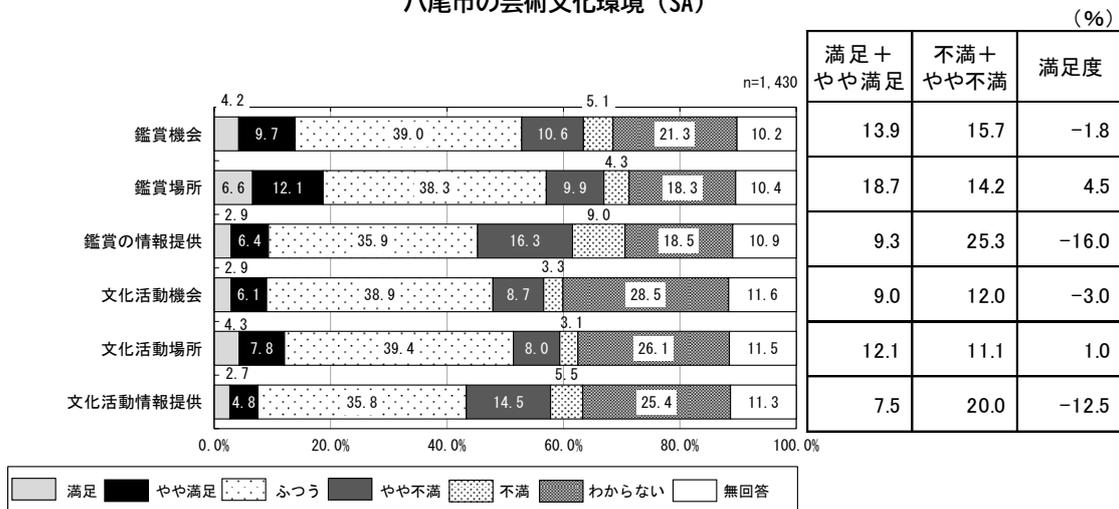


芸術文化活動を行わなかった理由 (MA)

- 仕事や学校、家事で行う時間がないから
- ✕— あまり関心がないから
- △— 体の調子がよくないから

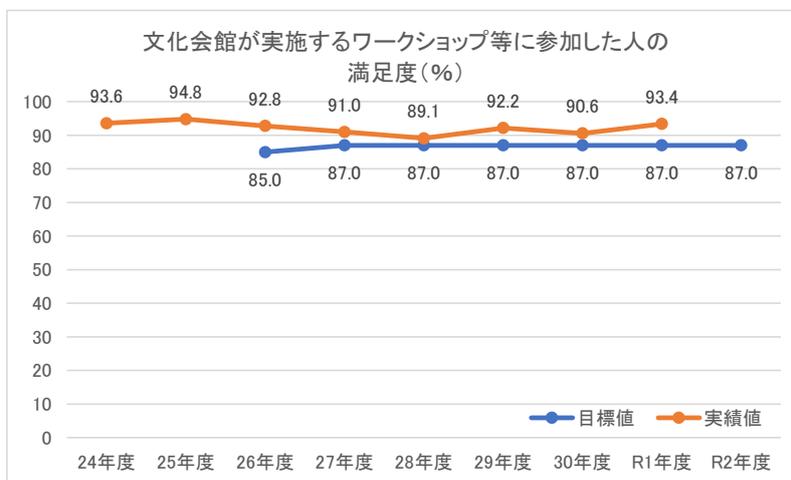
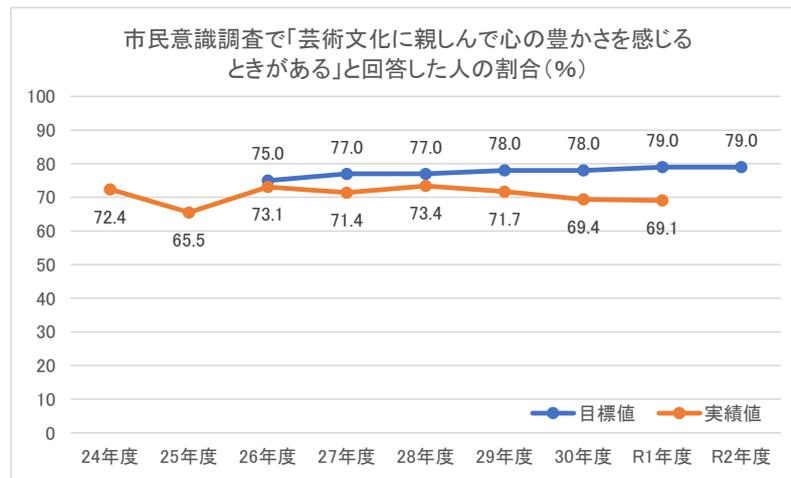
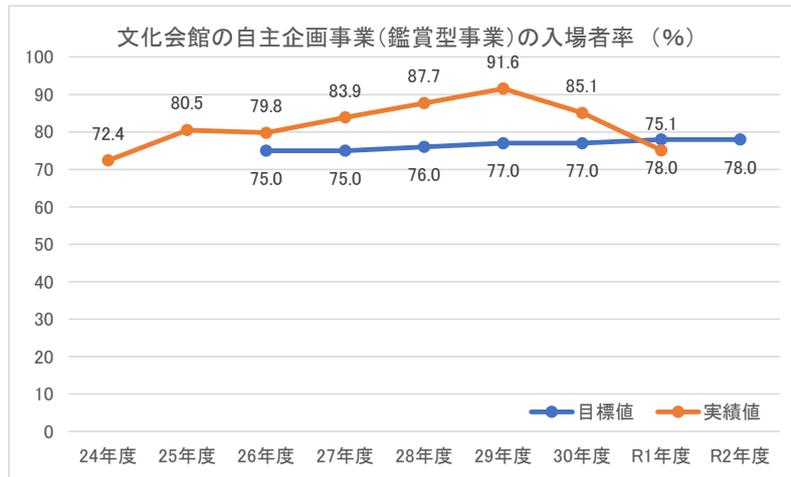


八尾市の芸術文化環境 (SA)



(2) 芸術文化振興の事業評価概要

- プリズムホールの自主企画事業への入場者率は平均的に高くなっていますが、市全体で芸術文化に親しんで心の豊かさを感じている市民は減少傾向にあり、芸術文化に親しむ市民が限定されつつあることが想定されます。
- プリズムホールで実施されるワークショップの満足度は高くなっていますが、市全体としては身近なコミュニティセンター等で開催される講座数が減少傾向にあります。



4. 団体ヒアリング調査・ワークショップ開催結果

(1) 団体ヒアリング調査の結果概要

①実施概要

対象	八尾市内で活動する文化関連団体や、文化に関連する事業を行っている事業者など、全 13 団体に対して実施。
実施期間	令和 3 年 6 月 21 日～29 日
実施方法	ヒアリング調査票（シート）を事前に配布し、主にその内容について面談によるヒアリングを実施。

②調査結果

項目	主な意見
活動成果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の継承・育成に活用 ・人生を豊かにする、生きがいづくりに活用 ・子どもの育成やボランティア活動、地域活動に活用
困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・継承者の育成（会員の減少や高齢化） ・活動場所や発表場所の確保 ・資金（収入源）の確保
必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所や発表場所の情報 ・活動支援策（助成金等）に関する情報
会員の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・知人・友人への声掛け ・インターネットや SNS の利用
他団体との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場やイベントへの参加、SNS や個別連絡 ・あまりできていない
受けている活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし（最多） ・練習・発表場所の確保、技術指導、補助金情報等
新型コロナウイルス感染症の影響と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・休止期間以外は感染防止対策を行い活動 ・オンラインツールの活用 ・感染拡大以降、活動を休止
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・存続方法の検討、後継者の育成 ・マンネリ化の改善 ・通常活動への立て直し
活動の他分野への活かし方	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源としての整備・情報発信 ・イベントへの参加 ・福祉関連事業との連携の推進
プリズムホールへの期待	<ul style="list-style-type: none"> ・練習・発表場所の提供 ・中間支援（他団体との交流促進の支援）
市への期待	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の役割や方針の明確化 ・新しい文化の尊重と信頼関係の構築 ・記念イベントや参加への助成
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の多様な価値観の尊重 ・子どもたちの居場所としての存在価値

(2) ワークショップの概要

①第1回ワークショップ【令和3（2021）年6月26日実施】

目的	条例制定に対する機運の醸成や、「誰もが芸術文化につながる」に関するキーワードの抽出、今後のネットワークにつながる人材を確保する。
会場	みせるばやお（近鉄八尾駅前 LINOAS 8階）
参加者	28名（オブザーバ参加8名含む） 【ゲスト・事務局・スタッフを除く】
基調講演	上田假奈代氏（NPO法人「こえとことばとこころの部屋」（ココルーム）代表） テーマ：誰もが芸術文化につながる場所づくり
グループディスカッション （主な意見） テーマ別に 4グループに 分かれて議論	<p>【産業・観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾には面白い人が多い。どうつなぎ、どう活かすのが重要。 ・市民が八尾の魅力を知り、企業や学生をつなぐプラットフォームが必要。 <p>【居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の場所ではなく、八尾自体に会いたい人がいて、お互いが対等で自分を出しても批判されない居場所にしたい。 <p>【プリズムホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い人や他所から来た人に、愛着を持ってもらう仕組みが必要。敷居を下げ、開かれた拠点になってほしい。 <p>【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人が教育をどう捉えるかが重要であり、教育や文化、地域おこしに関心のある学生に空き家を貸し、地域を巻き込む仕組みをつくってはどうか。

②第2回ワークショップ【令和3（2021）年10月16日実施】

目的	「誰もが芸術文化につながるまち・八尾」を実現するため、次期計画に掲載する施策・事業のアイデアや将来像のヒントを得る。
会場	茶吉庵（八尾市恩智中町3丁目1番地）
参加者	23名 【ゲスト・事務局・スタッフを除く】
話題提供	萩原浩司氏（合同会社茶屋吉兵衛 代表） テーマ：古民家から始まるほんまもの芸術文化
グループディスカッション （主な意見） テーマ別に 4グループに 分かれて議論	<p>【芸術文化につながる機会・深く味合う機会の提供、自由な芸術文化活動のための環境整備及び人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化という言葉振りかざさず、ホールは入りやすくし、発表や発信と同時に対話ができる場にすれば、新しいものが生まれるのではないか。 <p>【芸術文化による子どもたちの育み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非認知能力を伸ばし、安心して弱音が言え、小さな満足感を与えられる、そんな場所が必要であり、もっと八尾の文化資源を活用したい。 <p>【芸術文化による地域の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人とのつながりをつくることで、やりたいことの相談ができ実行に移しやすくなる。人が輝いていれば住みやすいまち No. 1になれる。 <p>【芸術文化による八尾の魅力発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的なものと新しいものは、違いを認識したうえで発信することが重要。 ・伝統的なものから新しいものまで、分野や組織を超えた発表の場があれば、世代間の技術継承についてもきっかけになるのではないか。

5. 八尾市芸術文化振興審議会委員名簿

区 分	役職名等		任 期
第3条第2項第1号 (学識経験者)	藤野 一夫	芸術文化観光専門職大学 副学長	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第1号 (学識経験者)	木ノ下 智恵子	大阪大学 共創機構産学官 連携オフィス 准教授	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第2号 (市民委員)	大嶋 奈央子	公募市民	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第2号 (市民委員)	辰巳 由紀子	公募市民	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	大内 涼加	特定非営利活動法人 や お市民活動ネットワーク	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	大久保 充代	公益財団法人 八尾市文 化振興事業団	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	鈴木 昌宏	やおコミュニティ放送株 式会社	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	鷹津 延江	八尾市立上之島小学校長	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	高安 美帆	エイチエムピー・シアター カンパニー	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	中尾 達夫	八尾市文化連盟	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	仁科 尚裕	八尾市立山本小学校長	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	野村 しおり	大阪糖菓株式会社	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	萩原 浩司	合同会社 茶屋吉兵衛	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	羽月 萌	八尾にアール・ブリュット を広める会	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	細合 浩二	八尾フィルハーモニー交 響楽団員	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日
第3条第2項第3号 (その他委員)	宮本 忠雄	一般社団法人 八尾市観 光協会	令和3年5月28日～ 令和5年3月31日

(市民委員とその他委員は五十音順・敬称略)

【臨時委員】

区 分	役職名等		任 期
第3条第3項 (臨時委員)	井上 恵理子	公益財団法人 八尾市文 化振興事業団	令和3年6月～ 令和5年3月31日
第3条第3項 (臨時委員)	高崎 章裕	令和2年度 八尾市芸術文化振興プラ ン推進市民会議委員	令和3年6月～ 令和5年3月31日

(五十音順・敬称略)

6. 「八尾市芸術文化推進基本計画」の策定経過

■令和3年度

実施時期	項目	主な内容
令和3年5月28日	第1回八尾市芸術文化振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定・計画策定の全体像について ・ 第2次八尾市芸術文化振興プラン総括書の課題・提案の概要 ・ 他自治体の文化振興に関する条例の事例 など
令和3年6月11日	第1回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 八尾市芸術文化基本条例 制定の考え方 ・ 八尾市がめざす「文化的コモンズ」について ・ 条例に関しての意見交換
令和3年6月21日 ～6月29日	芸術文化振興に関する条例及び次期八尾市芸術文化振興プランに関するヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化に関わる団体等の現状や課題、関係団体の方々の取り組みや課題について、事前に調査票を配布し、面談形式でヒアリング(13団体)
令和3年6月26日	第2回八尾市芸術文化振興審議会拡大ワーキング部会ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ みせるばやおにて開催 ・ 基調講演：上田假奈代氏 ・ 「誰もが芸術文化につながる」ことに関する4つのテーマ別に分かれて議論
令和3年6月28日	八尾市芸術文化振興審議会オンラインワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例内容について
令和3年7月9日	第3回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「前回部会を踏まえた意見集約について」の報告 ・ ワークショップ、団体ヒアリング調査の報告 ・ 条例案について
令和3年7月26日	第2回八尾市芸術文化振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ、団体ヒアリング調査の報告 ・ 八尾市の芸術文化によるまちづくりの方向性 ・ 芸術文化振興に関する条例骨子の答申案
令和3年8月20日	第3回八尾市芸術文化振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化振興に関する条例骨子の答申案の最終確認 ・ (仮称) 八尾市芸術文化推進基本計画の構成及び審議会・ワーキング部会等での審議事項
令和3年8月26日	芸術文化振興に関する条例の骨子の答申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術文化振興に関する条例の骨子について答申
令和3年9月17日	第4回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和4年度 芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤の形成事業(案)」の説明 ・ (仮称) 八尾市芸術文化推進基本計画の構成について ・ 推進体制の検討について ・ 文化的コモンズの名称について
令和3年9月27日	第5回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「施策・取り組みの整理(案)」について ・ 令和3年10月16日ワーキング部会(拡大ワークショップ)の模擬ワークショップ ・ 計画のリーディングプロジェクトについて
令和3年10月16日	第6回八尾市芸術文化振興審議会拡大ワーキング部会ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶吉庵にて開催 ・ 話題提供：萩原浩司氏 ・ 「誰もが芸術文化につながるまち・八尾」を実現するため、4つのテーマ別に分かれて議論

実施時期	項目	主な内容
令和3年10月25日	第7回八尾市芸術文化振興審議会ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月16日ワーキング部会（拡大ワークショップ）の総括について ・計画の評価手法について ・計画の素案について ・「主な事業イメージ」及び「ビジョンマップ」に記載する内容の検討について
令和3年11月8日	第4回八尾市芸術文化振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化基本条例の進捗状況報告 ・「これからの八尾の芸術文化を考えるワークショップ 第2弾」の開催報告 ・（仮称）八尾市芸術文化推進基本計画について
令和3年11月29日	第5回八尾市芸術文化振興審議会	
●		
●		
●		
●		
●		

八尾市芸術文化推進基本計画

発行年 令和4年3月

発行 八尾市 魅力創造部 文化・スポーツ振興課
〒581-0006

大阪府八尾市清水町1丁目1番6号

TEL 072-924-3875 / FAX 072-924-3788